

保育所・認定こども園等の 適正利用にご協力ください

●保育所・認定こども園等は…

お仕事などでご家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。

●ご家庭で保育できる日や時間には…

ご家庭でお子さんを保育し、お子さんと過ごす時間を大切にしましょう。

お仕事がお休みの日であっても、事情によりお子さんを保育所等に預ける際は用事等が終わり次第早めのお迎えをするなど、ご家庭でお子さんと過ごす時間を確保しましょう。

再度ご確認ください

保育所・認定こども園等は、認定された保育要件以外の事由で利用することは原則できません。また、認定された保育の必要量（短時間 8 時間、標準時間 11 時間）は最大の利用時間であり、実際の利用時間は認定された保育の事由に沿った、保育が必要な範囲（例：認定事由が就労の場合は「勤務時間＋通勤時間」）です。時間内であっても、可能な範囲で早めのお迎え等にご協力ください。

・お仕事帰りのお買いものについて

⇒ 保育所等に迎えに行ってから行きましょう。

・きょうだいの習い事や行事参加等でのご利用について

⇒ 習い事の送迎や行事への参加等での保育所等のご利用はなるべくお控えください。

❖ やむを得ず預ける場合は・・・行事が終わり次第お迎えのご協力をお願いいたします。

※保育所等の利用は原則認定された保育要件でのご利用になりますが、保護者の方の通院ややむを得ない事情等がある場合は例外的に保育所等の利用が可能です。なお、その際はなるべく短時間保育での利用にご協力ください。

裏面もあります。



保護者の皆様に知っていただきたいこと

❁ 保育士さんの仕事のこと

保育士さんといえば、子どもと一緒に楽しく遊んでいるイメージが強いのではないのでしょうか？
実は、保育士さんは、子どもと関わる以外にもさまざまな仕事を担っています。

たとえば・・・

- 子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、お子さんの成長に合わせた保育が提供できるよう日々工夫をしています。
- 子どもたちが活発に遊び、安心して過ごせるようにしています。
 - ・日々の保育内容の計画、実施、振り返り
 - ・玩具の補修
 - ・室内、トイレなどの清掃、消毒作業
 - ・花壇や畑作りなどの環境整備
 - ・園庭清掃、園庭遊具の点検 など、様々な仕事があります。

❁ 保育士さんが不足していること

保育所等には保育士の配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが…

- 保育時間が11時間と長く、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士の確保が難しくなることもあります。保育士等が長時間勤務することで延長保育に対応している場合もあります。

❁ 保育に関する費用のこと

保護者のみなさんには、保育料として保育に関する費用を一部ご負担いただいております。保育所等の運営は、その多くが市民の皆さんに納めていただく税金でまかなわれています。「保育料をお支払いいただいている」＝「いつでも保育園等をご利用いただける」ということではありません。

様々な方の協力があって保育が成り立っています。保護者の皆さんに保育所等の適正利用にご協力いただくことは、保育所等で過ごすお子様のより安全で安心な保育に繋がります。

各ご家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、あらためてご協力をお願いいたします。

保育所等のご利用について、困ったり悩んだりすることがございましたら、遠慮なくご相談ください。

